

警察署長章等の取扱いに関する訓令

富山県警察本部訓令第21号

警察署長章等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和63年10月13日

富山県警察本部長

警察署長章等の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年富山県条例第24号)第4条の規定に基づき、警察署長、副署長及び次長並びに交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊の隊長及び副隊長(以下「警察署長等」という。)に警察署長章、隊長章、副署長章、副隊長章又は次長章(以下「署長章等」という。)を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(署長章等の着装)

第2条 警察署長等は、制服を着用するときは、署長章等を着装するものとし、署長章等の制式及び着装者の区分は別表第1のとおりとする。

(着装位置)

第3条 署長章等の着装位置は、別表第2のとおりとする。

(引継ぎ)

第4条 警察署長等は、その所属から異動するとき、及び退職するときは、署長章等を後任者に引き継がなければならない。この場合においては、別記様式の署長章等引継ぎ台帳により、その状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この訓令は、昭和63年10月25日から施行する。

附 則 (平成元年3月20日本部訓令第13号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日本部訓令第12号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月17日本部訓令第6号)

この訓令は、平成10年3月24日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日本部訓令第6号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月12日本部訓令第3号抄)

この訓令は、平成25年3月27日から施行する。

附 則（平成30年7月18日本部訓令第21号）  
この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日本部訓令第7号抄）  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年3月25日から施行する。

別表第1

## 署長章等の制式

区分		制式等		
署長章・隊長章	形状	表面	裏面	
		 		
	円形とし、表面は中央に山と旭日章を浮き出させ、これを月桂樹で囲み、裏面はピン止め式とする。 裏面には、「富山県警察」及び「署長章」若しくは「隊長章」の文字を施す。			
	地質	純銀製で、全体を金色とする。		
	寸法	台座	直径36ミリメートル、厚さ3ミリメートル	
		山	底辺17ミリメートル、高さ14ミリメートル	
旭日章		直径17ミリメートル、厚さ3.7ミリメートル		
着装する者	警察署長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長及び警備部機動隊長			
副署長章	形状	署長章と同様とする。 ただし、裏面には、「富山県警察」及び「副署長章」の文字を施す。		
	地質	真鍮 <sup>ちゆう</sup> 製で、台地を銀色とし、旭日章及び月桂樹を金色とする。		
	寸法	台座	署長章と同様とする。	
		山	署長章と同様とする。	
		旭日章	署長章と同様とする。	
着装する者	警察署副署長			
副隊長章・次長章	形状	署長章と同様とする。 ただし、裏面には、「富山県警察」及び「副隊長章」若しくは「次長章」の文字を施す。		
	地質	真鍮製で、台地を銀色とし、旭日章のみ金色とする。		
	寸法	台座	署長章と同様とする。	
		山	署長章と同様とする。	
		旭日章	署長章と同様とする。	
着装する者	交通部交通機動隊副隊長、交通部高速道路交通警察隊副隊長、警備部機動隊副隊長及び警察署次長			

別表第2

署長章等の着装位置



